

# ねんきん通信

## 年金受給者の皆様へ

### ◆年金を受給されている方の現況確認の方法が変わります！

これまで社会保険庁では、年金受給者の皆様の現況を確認するため、毎年の誕生日に現況届（はがき形式）を提出していただいておりますが、年金受給者の皆様の手続きの簡素化や事務処理の効率化を図る観点から、住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」といいます。）を活用して現況確認を行うこととなりました。これにより、現況届の提出が原則不要（12月生まれの受給者から順次実施されております。）となります。

なお、現況届の提出が不要となる年金受給者の方には、これまで現況届が送付されていた誕生日の前月末ごろに社会保険業務センターから現況届の提出が不要となる旨のお知らせが送付されますので、ご確認をお願いします。

ただし、現況届の提出が不要となるのは、社会保険庁において住基ネットに現況確認を行うために必要となる住民票コードが確認できた年金受給者の方に限られます。このため、次の方については、これまでどおり現況届の提出が必要となります。

#### 【現況届の提出が必要となる主な例】

- ① 社会保険庁が管理している年金受給者の基本情報（氏名、生年月日、性別、住所）が住基ネット（住民票）に保存されている基本情報と相違している方
- ② 住基ネットに参加していない市区町村（杉並区、国立市、矢祭町）にお住いの方
- ③ 外国籍（外国人登録）の方
- ④ 外国にお住まいの方

現況届の提出が必要となる年金受給者の方には、これまでどおり誕生日の前月末ごろに社会保険業務センターから現況届が送付されます。現況届が送付された場合は、誕生日の末日までに社会保険業務センターに必ず届くように提出ください。

上記の主な例のうち、①に該当する方については、現況届の「住民票コード記入欄」に住民票コードを記入し、提出いただくことにより、翌年（次回）以降の現況届の提出が原則不要となります。

なお、住民票コードは平成14年8月に「住民票コード通知票」として郵送により世帯単位でお知らせしており

ますが、住民票コードのわからない場合は、ご本人を確認できる書類などをご持参のうえ、役場町民課保健福祉グループ窓口へお越しください。（お電話でお知らせすることはできません。）

### 社会保険事務所からのお知らせ

#### ★国民年金保険料の未納が続く場合には…

国民年金の保険料は自主的に納付していただくことが前提となっておりますが、社会保険事務所では、納め忘れの方々に催告状の送付や電話または、ご自宅への訪問により納付督促を行っております。

しかし、度重なる納付督促にも応じず、保険料を長期間にわたり納付しない方には最終催告を行います。この催告においても納付しない、または、納付の意思表示がない場合には、保険料の督促・財産の差押え（滞納処分）を行います。

このように「納めない」ことですぐに財産等の差押えとなるわけではありませんが、十分な支払能力があるにもかかわらず納付されない場合には、ご本人の年金を受け取る権利の確保や納付している方々との公平性の観点から「財産等の差押え」を行っております。

#### ★国民年金保険料の納付が困難なときは免除制度があります！

経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合には、本人の申請によって保険料の納付が「免除」、「一部納付」、または「猶予」される制度があります。

#### ①免除（全額免除・一部納付）申請

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が全部免除または半額納付などの一部納付となります。

#### ②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が猶予されます。

#### ③学生納付特例申請

学生の方で、本人の所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が猶予されます。

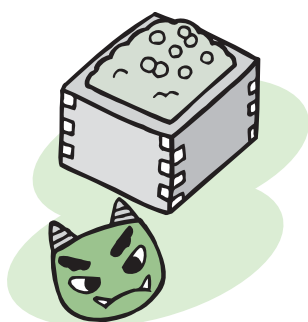
#### ★口座振替制度ご利用いただくとお得です！

今までも、安心・便利な口座振替制度はありましたが、「当月末振替による早割」にお申し込みいただくと、毎月の保険料が50円割引になり、毎月納付書で納めるよりもお得な制度となっています。

また、1年分もしくは半年分をまとめて納める前納制度をご利用いただくと、さらにお得になっております。

留萌社会保険事務所 留萌市大町3丁目 ☎0164-43-7211

詳しくは、町民課保健福祉グループ(☎5-1111 内線158)にお問い合わせください。



お誕生おめでとう

朝日せりな(父) 努字幌延

お悔やみ申し上げます

瀧ヶ平利子(母) 72歳 栄町

後藤 初男(夫) 58歳 栄町

戸籍の窓

12月

社会福祉に  
（香典返しの一部）  
瀧ヶ平政宏(母)北見市  
後藤 正子(夫)栄町  
（ご厚志）  
幌延ライオンズクラブ  
合同懇親会参加者一同  
（幌延町商工会役職員、  
町、原子力機構、信金）  
結城 博子(夫) 字幌延

ご寄付ありがとうございます  
ございます

12月